

令和3年7月28日

札幌市長 秋元克広 殿  
札幌市教育委員会教育長 檜田英樹 殿  
北海道公安委員会委員長 小林ヒサヨ 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・  
性犯罪をなくす会 代表理事(弁護士) 後藤 啓二  
(野田市児童虐待事件再発防止合同委員会委員)

### 3 度目となる児童相談所と市町村、警察、学校等の情報共有と連携しての活動を 求める要望書

1 本年6月22日、札幌市北区で、松原莉蒼(れいあ)ちゃん(2歳)が自宅クローゼットに監禁され、その後死亡する事件が発生し、20歳の母親が逮捕される事件が発生しました。報道によりますと、母子は3月に市外から札幌市に転居し、以前住んでいた自治体で「虐待の疑いがある」と通告を受けたことがあり、母親が未成年で出産したことなどから、「特定妊婦」として支援を受けていたとされています。札幌市では、保健師が本年4月12日と6月11日の計2回、母親と面談しましたが、「実家に預けてきた」「今寝ている」などと言われ、莉蒼ちゃんの安全が確認できなかったにもかかわらず、児童相談所や警察とも情報共有しませんでした。北区の健康・子ども課は「児相に情報共有するような段階ではないと思っていた」と説明しています。

2 私どもは、札幌市長、北海道公安委員会委員長あてに、令和元年6月の詩梨ちゃん虐待死事件を受け、同年6月8日付で「児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動を求める緊急要望書」を、令和2年3月19日付で「再度の児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動を求める要望書」を提出し、児童相談所と市町村、警察が全件共有し連携して活動することを求め、このままでは「再び同様の事件を起こしてしまうことになりかねない」と受け入れていただくよう要望いたしました。しかしながら、札幌市には受け入れられないまま、懸念していたようにかかる事件が起こってしまいました。

今回の事件は、市の保健部局が、子どもとの面会が拒否されていたにもかかわらず、警察とも児童相談所とも情報共有しないまま、虐待死に至らしめられた事件です。子どもの安否を確認できないのは虐待の危険な兆候で、札幌市は直ちに児童相談所、警察と情報共有し連携して、より注意深く子どもの安否確認と親への指導を行うべきでした。

3 他の多くの自治体では、関係機関の連携の重要性につきご理解賜り、私どもの要望を受け入れていただき、現時点で全国の半数程度の道府県・政令市で、児童相談所と市町村、警察との全件共有と連携しての活動が実現しております。現在、政府・自民党で創設が検討されている「子ども庁」も児童虐待対応の縦割りの打破が目的とされているところです。また、2019年1月の千葉県野田市心愛さん虐待死事件を受け、文科省は同年5月「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」を作成し、学校は外傷事案、性的虐待事案等は警察に連絡するよう定められるなど、政府・自治体において、児童虐待対策のこれまでの縦割りが改められ、関係機関の情報共有と連携しての活動は大いに進んでいます。

そこで、札幌市におかれましては、莉蒼ちゃん虐待死事件及び詩梨ちゃん虐待死事件を貴重な教訓として、虐待案件すら共有しないという縦割りを改め、児童相談所、市町村と警察がすべての案件を共有の上関係機関が連携して子どもを守る活動を行う態勢を整備していただくよう要望いたします。

前記のとおり、北区は「児相に情報共有するような段階ではないと思っていた」と説明していますが、一度や二度の家庭訪問で、一つの機関だけで虐待リスクを判断することは危険極まりないことです。案件を共有しないままでは自らが有する少ない情報に基づいて虐待リスクを評価し、当然にリスク評価は甘くなります。

子どもを守るためには、一つの機関だけで「これは虐待でない、あるいは緊急性が低いから大丈夫」などと軽信し、放置することなく、すべての案件につき、市町村、児童相談所、警察とで共有の上、これらの機関の多くの目と足で危険な兆候が見られないか、注意深く継続的に子どもを見守らなければなりません。

案件を警察と共有すれば、警察官がパトロールや巡回連絡等日常の警察活動を通じて虐待の兆候がないかどうか確認することができ、そのような兆候があれば、市町村や児童相談所に通報することができます。また、警察が市町村や児童相談所の把握する家庭について110番通報、DV等で対応する場合に、虐待の危険のある家庭であることを念頭に対応することができ、親から騙され虐待を見逃すという危険をなくすことができます(このような事案で子どもを虐待死に至らしめた事案として2014年東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件があります)。また、警察から保有する保護者のDV・虐待歴や子どもの迷子・家出歴などを得ることができ、より多くの情報に基づき虐待リスクを評価できます。

さらに、保護者の面会拒否・不能、威嚇的言動など虐待の危険な兆候が認められる場合には、緊急に出動できる警察に直ちに通報し、警察が家庭訪問し、子どもの安否を確認するという連携態勢を構築すれば、本件のように子どもの安否を確認できないにもかかわらず放置し、虐待死に至らしめるという事態を避けることができます(このような連携態勢は高知県等で構築されています)。

以上から、下記のような連携態勢を整備していただくよう要望いたします。

① 区に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を

構成員とし、その場で虐待が疑われる案件(特定妊婦案件も含む)につき、もれなく(区の判断で限定することなく)、構成員と共有した上、面会拒否・不能、親の威嚇的言動、通報先が確認できない場合、子どもに傷(虐待によるものか不明、親が虐待を否定する場合を含む)がある場合、ネグレクト、性的虐待の疑いがある場合、新たな同居人の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が認められた場合には、直ちにその情報を警察に連絡し、警察が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが・衰弱等が認められる場合には緊急に保護するという仕組みを整備する。また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有する仕組みを整備する。

② 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、面会拒否・不能、親の威嚇的言動、通報先が確認できない場合、子どもに傷(虐待によるものか不明、親が虐待を否定する場合を含む)がある場合、ネグレクト、性的虐待の疑いがある場合、新たな同居人の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が認められた場合には、直ちに警察に通報する。

③ 警察は、自ら把握した虐待案件及び区、市、児童相談所から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る 110 番通報その他の情報提供がなされた場合、DV 事案への対応、巡回連絡等の場合、家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置するとともに、対応した状況を速やかに児童相談所、区、市に通報する。

④ 区、市は、所在不明の児童、健康診査未受診乳幼児について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所、警察との間で情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。子どもの所在が判明しない場合や保護者が面会拒否し子どもの安全を目視で確認できない場合には速やかに警察に発見・保護を要請するものとする。長期間欠席、不登校事案についても同様に関係機関で必要な情報共有の上連携して活動する。

⑤ 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

⑥ 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

⑦ 教育委員会、学校は、令和元年5月9日「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」(文科省作成)に従い、外傷が認められる事案等については、警察に連絡するよう徹底する。

⑧ 児童相談所と区、市、警察、学校等の関係機関は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

「全件共有」は第一歩にすぎません。全件共有を機に、相互に他の機関の業務の理解が進み、信頼関係が構築されることにより、多くの機関でより密接に連携した取組ができるようになり、それまでより格段に多くの子どもたちを救うことができるようになるのです。

どうか多くの子どもたちの死を無駄にしないためにも、市長のリーダーシップで、役所の縦割りを排し児童相談所と市町村、警察、学校の情報共有と連携した活動を実現し、子どもたちの命をお守りいただくようお願いいたします。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会  
代表理事 後藤啓二(弁護士)

103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2-314

tel/ fax 03-6317-5298 [kgoto@ab.auone-net.jp](mailto:kgoto@ab.auone-net.jp) <http://www.thinkkids.jp/>